

千葉県消防団協力事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防団活動に積極的に協力している事業所又はその他の団体を登録する千葉県消防団協力事業所制度の実施に必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等とは、千葉市内の事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 千葉県消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）とは、消防局長又は消防署長が、消防団活動に積極的に協力していると認めた事業所等をいう。
- (3) 従業員等とは、事業所の従業員及び役員、並びにその他の団体の職員をいう。
- (4) 資機材等とは、資機材、場所及び労務をいう。
- (5) 提供とは、供与又は貸与をいう。
- (6) 暴力団員等とは、千葉県暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等、及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (7) 消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）（様式第5号）とは、協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する表示証をいう。
- (8) 表示証画像とは、表示証の画像データ及び画像データを印刷したものをいう。（表示証の縦横比を変えずに拡大又は縮小したものを含む。）

(協力事業所認定申請)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、千葉市消防団協力事業所認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）により、消防局長又は消防署長に申請を行う。

2 申請区分は、事業所等がはじめて協力事業所の認定を受けようとする場合を新規、協力事業所が第8条に規定する認定の有効期間を超える前に再認定を受けようとする場合を再申請とする。

(審査及び認定基準)

第4条 消防局長又は消防署長は、前条に規定する申請があったときは、次の各号に掲げる認定基準に適合しているか審査し、認定基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所として認定する。

(1) 事業所等の従業員等の2名以上が、千葉市又は他自治体の消防団員である。

(2) 事業所等が、従業員等で消防団員となっている者に対し、次の事項に掲げる配慮を全て実施している。

ア 災害出動及び訓練等の消防団活動に参加するための配慮

イ 団員であることを理由に、給与及び人事異動等において不利益を生じさせない配慮

(3) 事業所等が、災害時に事業所等の資機材等を千葉市消防団に提供することに同意している。

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防団活動に協力している。

2 前項の規定に関わらず、事業所等が次の各号に該当する場合は不認定とする。

(1) 消防関係法令等の各種法令に違反している場合。

(2) 従業員等の一部又は全部が、暴力団員等である場合。

(3) 前各号に掲げるもののほか、消防局長又は消防署長が適当でないと認める場合。

(認定の決定等)

第5条 消防局長又は消防署長は、前条の審査の結果、協力事業所として認定したときは、当該事業所等に千葉市消防団協力事業所認定通知書(様式第3号)、表示証(様式第5号)及び消防団協力事業所証明証(以下「証明証」という。)(様式第6号)を交付する。ただし、当該事業所等の要望がない場合、証明証の交付を省略することができる。

2 消防局長又は消防署長は、前条の審査の結果、不認定としたときは、当該事業所等に千葉市消防団協力事業所不認定通知書(様式第4号)を交付する。

(表示証及び表示証画像の掲示)

第6条 協力事業所は、次に掲げる場所に表示証又は表示証画像を掲示することができる。

(1) 当該協力事業所の敷地内

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等により行う映像その他の広告

(協力事業所整理簿)

第7条 消防局長又は消防署長は、千葉市消防団協力事業所整理簿(様式第7号)を備え付け、協力事業所の認定に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録する。

(認定の有効期間)

第8条 協力事業所認定の有効期間は、原則として、認定の日から4年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所(以下「消防庁協力事業所」という。)の認定を受けた場合の有効期間は、消防庁協力事業所の認定を受けた日から4年間とする。

(認定の取消し)

第9条 消防局長又は消防署長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項に定める認定基準を全て満たさないこととなった場合。
- (2) 第4条第2項のいずれかの規定に該当することとなった場合。
- (3) 当該事業所等を廃止又は休止した場合。
- (4) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けた場合。
- (5) 再申請を行わずに、第8条に規定する認定の有効期間を超えた場合。

2 前項の規定により認定を取り消した場合、消防局長又は消防署長は、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を千葉県消防団協力事業所認定取り消し及び表示証返還通知書(様式第8号)で通知する。

3 同条第1項の規定により認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を消防局長又は消防署長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 消防局長又は消防署長は、協力事業所の名称、の協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成21年3月15日から施行する。

この要綱は平成22年3月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。